

鹿屋市町内会防犯灯維持管理事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市町内会防犯灯維持管理事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第99号）
の一部を次のように改正する。

第4条中「2月末日」を「3月末日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2号の電気使用料は、当該年度の4月1日から翌年の3月末日までの間に支払ったものとする。

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 鹿屋市防犯協会が設置した防犯灯を維持管理する事業（電気使用料を含む。）

第6条第1号中「第4条第1号」を「第4条第1号及び第2号」に改め、同条第2号中「第4条第2号」を「第4条第3号」に、「の数に1万円を乗じて得た額」を「1灯当たり1万円を上限とし、予算で定める額以内の額」に改める。

第9条中「、速やかに」を「完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに」に改める。

第11条中「要領」を「要綱」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。